

# 令和6年度実施

## 下田地区消防組合 職員採用試験案内

- ◆ **受付期間** 8月26日(月)～9月13日(金)
- ◆ **第1次試験** 10月20日(日)
- ◆ **第2次試験** 11月10日(日)

### 昨年度からの主な変更点

① **パソコン、スマートフォン等から申し込み可能**

受付期間中は、24時間申し込み可能です。

※インターネットによる申し込みができない方は、郵送又は持参も可

② **職務基礎力試験の導入**

昨年までの教養試験を廃止し、職務能力試験及び職務適正試験を導入します。公務員志望者だけでなく、民間志望者や社会人の方も受験しやすい内容となっています。

また、作文試験も廃止となりました。

③ **大学卒の受験年齢の上限を引き上げ**

大学卒の受験年齢を26歳から28歳に引き上げました。※短大卒26歳、高校卒24歳

**下田地区消防組合職員試験委員会**

# 1 採用予定人員及び職務内容

|        |             |
|--------|-------------|
| 採用予定人員 | 職務内容        |
| 6人程度   | 消防業務に従事します。 |

※ 採用予定人員は、変更になる場合があります。

# 2 受験資格

| 区分  | 年齢・要件   |
|-----|---|
| 大学卒 | 平成8年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）卒業（見込みを含む。）又は同程度の学力を有すると認められる方  |
| 短大卒 | 平成10年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業（見込みを含む。）又は同程度の学力を有すると認められる方 |
| 高校卒 | 平成12年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業（高校卒業見込みを含む。）又は同程度の学力を有すると認められる方     |

ただし、次のいずれかに該当する方は、受験することができません。

- (1) 日本国籍を有しない方
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に定める以下に該当する方
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

# 3 試験の日程

## (1) 第1次試験

- ア 試験日  
令和6年10月20日（日）
- イ 会場  
下田市六丁目1番14号 下田消防庁舎3階会議室  
※状況により変更する場合があります。
- ウ 試験科目  
職務能力試験及び職務適正試験
- エ 合否の発表  
令和6年10月下旬までにメールで通知するとともに組合ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

(2) **第2次試験** ※第1次試験の合格者のみ

ア 試験日

令和6年11月10日(日)

イ 会場

第1次試験合格者に通知します。

ウ 試験科目

体力試験、面接試験

エ 合否の発表

令和6年11月下旬までにメールで通知するとともに組合ホームページに合格者の受験番号を掲載します。


## 4 試験内容

| 区 分   |         | 内 容  |
|-------|---------|--|
| 第一次試験 | 職務基礎力試験 | (1) 職務能力試験(60題、60分)<br>・地方行政への関心と理解<br>・文章理解<br>・論理的思考<br>・統計等の資料分析<br>・社会情勢への理解と新たな課題対応<br>(2) 職務適応性検査(150項目、20分) |
| 第二次試験 | 体力試験    | 職務遂行に必要な体力等について試験を行います。  |
|       | 面接試験    | 複数の面接官との個別面接を行います。   |

## 5 受験手続(申込方法)

申し込みは原則、インターネットにより行ってください。

|           |  |
|-----------|--|
| 事前に準備するもの | (1) パソコン、スマートフォン又はタブレット<br>(2) 本人のメールアドレス<br>ドメイン指定等の受信制限をしている場合は、「@shimoda-fd.jp」のメールを受信できるように設定してください。<br>(3) 顔写真データ<br>申し込み前3か月以内に無背景、脱帽で上半身正面向きで撮影された画像データ<br>(4) 卒業証明書等<br>最終学校発行の卒業証明書又は卒業見込み証明書の画像データ |
|-----------|--|

|          |  |
|----------|--|
| 受付期間     | 令和6年8月26日(月) ～ 令和6年9月13日(金)  |
| 申込方法     | <p>(1) 専用フォームから申込み(原則)</p> <p>【URL】 <a href="https://logoform.jp/form/NKUD/613744">https://logoform.jp/form/NKUD/613744</a></p>  <p>QRコード</p> <p>(2) 紙媒体による申込み<br/>組合 HP から申込書をダウンロードし、記入したものに卒業証明書等の写しを添付し、提出してください。※郵送又は持参<br/>【送付先】<br/>〒415-0026 下田市六丁目1番14号 下田消防本部総務課人事財務係</p> <p>インターネット環境がなくダウンロード等もできない場合は、下田消防本部総務課人事財務係まで連絡してください。(電話 0558-22-1829)</p> |
| 受験票      | <p>受験資格の審査後、申込時に登録していただいたメールアドレス受験票を送付します。</p> <p>受験票は、A4用紙に印刷し、試験当日に持参してください。</p> <p>※プリンターがない場合は、コンビニエンスストアのプリントサービス等をご利用ください。</p> <p><b>令和6年10月4日(金)までに届かない場合は、連絡先まで連絡してください。</b></p>   |
| 健康診断書の提出 | <p>第二次試験時に提出していただきます。</p> <p>第一次試験合格者に「健康診断個人票(雇入時)」を配付しますので、病院等で受診し提出してください。</p>  |

## 6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、その中から採用者を決定します。
- (2) 採用は、令和7年4月1日の予定です。
- (3) 卒業見込みの方が卒業できなかった場合は、採用を取り消す場合があります。
- (4) 健康診断書により職務遂行に必要な健康状態にないときは、採用を取り消す場合があります。
- (5) 提出書類等の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。
- (6) 採用はすべて条件付きで、原則として6か月間を良好な成績で勤務した時に正式採用となります。
- (7) 採用後は、静岡県消防学校(静岡市清水区)で半年間の初任教育を受けます。

## 7 給与・勤務条件 (令和6年4月1日現在)

### (1) 初任給(手当を除く。)

| 区分  | 月額       |
|-----|----------|
| 大学卒 | 210,900円 |
| 短大卒 | 196,800円 |
| 高校卒 | 183,000円 |

※初任給は、就職歴等により調整されます。

この他に扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

期末勤勉手当(賞与)は、夏(6月)2.25月、冬(12月)2.25月の合計4.5月分です。(ただし、1年目の夏の期末勤勉手当は、2.25月×30/100)

### (2) 休日・休暇・勤務時間

| 区分                | 勤務時間                     | 休日                                 | 休暇   |
|-------------------|--------------------------|------------------------------------|--|
| 交替制勤務<br>(消防署、分署) | 午前8時30分から翌<br>日午前8時30分まで | 3交替制によるロ<br>ーテーションによ<br>り割り振り      | 年次休暇は、採用1年目<br>に15日、2年目以降は<br>20日、その他に特別休<br>暇(結婚休暇、忌引等)、<br>病気休暇、介護休暇があ<br>ります。 |
| 毎日勤務<br>(消防本部等)   | 午前8時30分から<br>午後5時15分     | 土曜日、日曜日、祝<br>日、年末年始(12<br>/29~1/3) |  |

### (3) 勤務地

下田消防本部、下田消防署(下田市)

河津分署、南伊豆分署、西伊豆消防署(河津町、南伊豆町、西伊豆町)

## 8 研修・福利厚生

### (1) 研修制度

- ・ 新規採用者は、静岡県消防学校(静岡市清水区)において消防職員としての基礎を習得するため、約半年間の初任教育研修を行います。
- ・ 以後、職務及び能力に応じて専科教育等の研修が行われます。

### (2) 健康管理

- ・ 年2回の健康診断のほか、年齢や職種に応じた各種の検診を実施し、職員の健康管理を行っています。

### (3) 共済制度等

- ・ 各種祝金、見舞金のほか、職員や家族が病気の際の医療費や退職後の年金を支給しています。
- ・ 全国各地にある市町村共済の保健、宿泊施設などの利用に一部助成があります。
- ・ 住宅建設資金などを低利で借り受けることができます。

【採用試験についてのお問合せ先】

**下田消防本部 総務課 人事財務係**

〒415-0026 静岡県下田市六丁目1番14号

電話 0558(22)1829 メール [soumu@shimoda-fd.jp](mailto:soumu@shimoda-fd.jp)